

第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年5月6日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和3年5月6日（木） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年5月6日（木） 午後3時27分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1 番 草野 英治	2 番 大島 忠保	3 番 松永 一	4 番 東 康敬
5 番 林田 剛	7 番 渡部 篤	8 番 平野 利光	9 番 馬場 保
10 番 徳永 玉義	11 番 三浦 憲二	12 番 内田 弘幸	13 番 池田 兼三
14 番 松尾 茂敏	15 番 川内 幸徳	16 番 草野有美子	18 番 大久保信一
19 番 小筏 正治			

(2)欠席者（2名）

6 番 森崎 茂徳 17 番 鶴崎 進

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第23号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第26号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第27号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 議案第28号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第9 報告第2号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 婚活イベントについて

(2) 農地パトロールの実施について

8 その他

午後2時00分開会

○参事補（藤吉 文女君） 議事開始の前をお願いします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

議事に入る前に、申請の取下げをお願いします。

議案書7ページ、議案第24号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についての申請番号1番が取り下げられましたので、削除願います。これに伴い、申請番号1番は欠番となります。

以上です。

○事務局長（増富 浩彦君） 皆さん、こんにちは。本日は、コロナ禍で、雲仙市でコロナの発生ならば、ウェブ会議にしようかなという計画もしていたんですけども、雲仙市のほうで発生があっておりませんので、通常総会ということで集まってもらいました。

本日は、森崎委員、鶴崎委員が欠席届を提出されております。

本日の出席は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。連休も終わりました。連休の中でもほとんどがコロナ関係で、コロナ感染防止の関係といいますが、その問題がほとんどだったですけど、皆さん方もくれぐれも感染しないように注意してもらいたいと思っております。

では、大変お忙しい中に、第5回雲仙市農業委員会総会にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速進めさせていただきます。座って進めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和3年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、8番、平野委員、9番、馬場委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第9、報告第2号、非農地通知の発出についてまでの議案7件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、

議案事項の説明を求めます。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 22 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 1 番から 5 番まで 5 件の申請がっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、初めに東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。
徳永委員、どうぞ。

○委員（10 番 徳永 玉義君） 議席番号 10 番、東部調査会長、徳永です。

東部調査会分は、申請番号 1 番から 2 番です。

1 番は、規模拡大のための買い受ける案件です。

2 番は、県の収容事業の代替え地として取得する案件です。

申請番号 1 番から 2 番について、現地調査の結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号 1 番から 2 番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。林田委員、どうぞ。

○委員（5 番 林田 剛君） 5 番、林田です。

申請番号 2 番の収容事業の代替え地として取得とありますが、これについて説明をお願いします。

○議長（小筏 正治君） 2 番の説明できますか。（「事務局、説明をお願いします。現地でも……」
と言う者あり）事務局、お願いします。（「遠い所からの問題であったということですか」と言う者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 譲渡人のほうは、奥さんが亡くなって、一人じゃ耕作ができないということが理由です。譲受人の、県の施行事業により買い取られる農地の代替として買い受けるとありますので、多分道路に取られる代わりに、その農地を買うということです。

○議長（小筏 正治君） 林田委員、いいですか。

○委員（5 番 林田 剛君） 分かりました。

○事務局長（増富 浩彦君） よかですか。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） 林田委員、基本的に振興局が交渉した案件です。

○委員（5 番 林田 剛君） わかりました。

○議長（小筏 正治君） 時間的に大丈夫なのかって、言いよったでしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） 時間、何の。

○議長（小筏 正治君） 諫早から瑞穂まで時間的に。

○事務局長（増富 浩彦君） 30分ぐらいで多分諫早から行けますので、大丈夫だと思います。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） 車ですから、30分もかからんと思います。諫早のどこやったつけ。

○議長（小筏 正治君） 時間的な問題、なかですね。

○委員（10番 徳永 玉義君） ただ、距離がちょっとどうかなっていう、私自身も考えておったんですけど、別に問題なければいいと思います。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

この道路は、どこの資料の代替、諫早って、どこの代替地で、瑞穂、畑なんですか。（発言する者あり）

○参事補（藤吉 文女君） 事務局です。

道路は瑞穂の、瑞穂を通る高規格道路の代替地だそうです。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 今の説明で……。 （発言する者あり）

○参事補（藤吉 文女君） 事務局です。

場所について、また後ほど調べてからご報告いたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今日や。

○参事補（藤吉 文女君） 今日は無理かもしれませんが。

○議長（小筏 正治君） じゃあ、場所的には後日はっきりしたところをお知らせされるんですけど、それでいいでしょうか。（「いいです」と言う者あり）

それでは、ほかにないようですので、次、中部調査会長、お願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号3番から5番まで、相手方の要望、規模拡大のため、買い受ける案件です。申請番号3番から5番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、申請番号3番から5番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。5番、どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありませんか。ほかにご質疑がないようですので、議案第22号、申請番号1番から5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第23号、農地法第3条第1項目的買受適格証明願について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第23号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号1番から2番です。詳しくは、別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から、案件について説明及び報告をお願いいたします。徳永委員、どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

申請番号1番と2番は、申請者が長崎地方裁判所島原支部、令和元年（ケ）第10号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものです。入札に参加するためには、本証明が必要となります。東部調査会は、申請者について買受適格者であると判断しました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番と2番について、何かご質疑がありましたらお願いします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

2番についてですけど、西海市下岳郷ってなっているんですけど、ここは、えらい離れたところでしたね。

○議長（小筏 正治君） 今回、事務局確認ということで。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からいいですか。

別添資料の一番最後のページ、29ページ、営農計画書が提出されております。そこの右のほうの欄で、地元協力者というのが書いてあります。大久保英という方で、吾妻町の方です。高校生の同級生ということで、協力するという事になっております。

また、この農地については、オリーブ植え付けを行うということになっておりますので、別段耕作には問題はないんじゃないかと判断はしております。

この岡本さんですか、入札予定者の岡本満博さんは、個人でなく法人を立ち上げておりますので、従業員等がおると思いますので、従業員さんたちがオリーブの世話をしに来られるんじゃないかと思

われます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 内田さん、どうでしょうか。このことは、東部調査会のものですから、同じようなことで、後で、事務局で確認を取ってもらうようなことをということで、今、事務局から説明があったわけですけど。

○委員（１０番 徳永 玉義君） よかですか。これ、商品がオリーブだそうですので、通常そんなに通ってこんじゃろうということで、承認したというか、調査会ではそういうふうに判断したところもあるんです。この作物ということですね。だから、それでいいんじゃないかという、事務局の説明もあったもんですから、我々もそれで承認を。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（４番 東 康敬君） 今から、裁判所の競売物件になってるわけですか。そういった中で、例えば、今回はこれを入れて３件ということで、適格証明の願いが出ていましたよね。例えば、もしも１件だけ、この競売物件に適格証明が１件だけ出たときに、その１件の人が、とにかく遠方であったという形の捉え方でして、この人はもう適格証明は出しませんよという雲仙市の総会の議決のあれをやるのか、１件のときには、今度またやり直しになるわけですか、そこで却下すれば。そこら辺の取扱いというところ、ちょっと明確にしとかなと、今から先、こういうことが出んとは限らんわけですか。そこら辺をどう考えらるかですか。

結局、債権者というのは、なるだけ適格証明をもらって入札に参加する人が多いほうが有利にはなると思うわけですか。だから、そこら辺の農業委員会の議決のやり方というのが、今議論になっているように、遠いからこの人は適格じゃないという判断をするのか、遠くでもある程度の調査した中での適格証明。

ただ、これは営農じゃなくて適格証明の願いですよ。この前も議論があったように、適格か適格じゃないかという証明の願いという、営農がどうのこうのという、それはまた次の段階と思うわけですか。そこら辺の判断をどういう形で雲仙市の農業委員会が判断をするのか。

○議長（小筏 正治君） 適格証明願を１件だけ出した場合のことですか。

○委員（４番 東 康敬君） いやいや、今から先、それを１件だけしたときに、今言うたのは、遠方でこういう議論がなされたときに、これ、遠方じゃから、この競売物件は流れんわけですか。

○委員（１０番 徳永 玉義君） またこの次あった場合でしょう、そうですね。

○委員（４番 東 康敬君） そういう取扱いの判断の仕方。

○委員（１０番 徳永 玉義君） ほかのところの人が、こういう遠方の人が申請した場合にということでしょう。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（１０番 徳永 玉義君） それを雲仙市がどういうふうに取り扱うかちゅうことでしょう。

○議長（小筏 正治君） 大島委員、どうぞ。

○委員（２番 大島 忠保君） ２番の大島です。

一個人の意見として聞いてもらえればと思うわけですけども、これは大体、裁判所自体も最低落札価格というのは大体上げてあるんです、１回目の入札。そうすれば、それで買いたいなど、そこまでもいいなと思う１人だろうが２人だろうが。ただ、そこの中で、買う権利があるかないか、百姓をする形があるかないかというとは、こっちのほうで判断すれば、１人だって２人だって関係なかとじやなかですか。

○委員（４番 東 康敬君） いや、結局この適格証明で今議論があるのは、この人は遠いから議論になる、近ければ何も議論はないという、そういう形で。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（１８番 大久保信一君） １８番、大久保です。

今、適格じゃないんじゃないかという、距離の問題があるわけですけども、雲仙市の農業者さんの中でも、こういうんで、日本全国、北海道まで作りにいったり、そういう人がおられるわけですね。やっぱり今の時代で、距離が遠いから、これは適格でないんだということは、なかなか言いにくいんじゃないかと。今、ここでいろんな雇用しながら法人をして、現地は現地でそういう雇用をしながらも作付をされる農家もどんどん増えてきとるわけですから、そういう中で、やっぱり今、距離が遠いからこれは不適格だということは、なかなか言えないんじゃないかという、私はそういう感じを持っています。

○議長（小筏 正治君） 今、大久保委員のほうから、距離的なことはそう考えんでもいいんじゃないかというご意見ですけど。どうぞ。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 距離的なことはあまり考えなくていいというような意見やったですけど、話やったですけど、ここに書いてある、これだけを見て適格か適格でないかを判断するときは、もうこれは遠かねと。この人が、北海道まで作りよる、沖縄も作ってますよという何かが分かるものがあればよかけど、何も分からん中に、誰でも、北海道も作りよる、沖縄も作りよって時代やけん、この人も北海道も作りよるやろう、沖縄も作りよるやろうというような判断は、私にはできんです。以上です。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（１８番 大久保信一君） その辺は、今、東部は東部、中部は中部、西部は西部の中で調査をされとると思うんです。やから、そこの中で、やっぱり調査をしてもらって、そういう、本来裁判関係でそういう形で書いてとるわけです。そういう農業をされとるちゅうことは、大体市でわかるし、西海市で聞いても分かるやろうと思うんです。必要であればですよ。それを、その中でやっぱり調査

をするべきじゃなかとですか。分からんからだめじゃなくて。

○議長（小筏 正治君） 距離的ということであれば、日本列島で端から端までいうたら、北海道、沖縄、そういう一番遠かところを、北海道、沖縄辺りからのそういう適格証明願って、そういうときはまた特別に考えるというのがあるんじゃないかと思うんで、県内ぐらいからの適格証明願ぐらいやったら、長崎県もいろいろ島があって、遠いところもありやすっとですけど、それは例外として……。

○委員（15番 川内 幸徳君） この前、西部調査会でも質問はあったですよ、遠かけんということ。局長がお答えをしたんですけど、瑞穂のほうに知り合いがおって、その知り合いの方が、そこはある程度までは見るということで説明をされたもので、私たちも、そんなら問題ないという感じで承諾はしたんです。

○委員（18番 大久保 信一君） この問題について、私どもも地元協力者、この大久保英は、私のすぐ近くなんです、家の。本人に確認をして、どういう人かという形で確認をしてもらいました。これまで、調査会のときは。

それで、そのときに、自分の農高の同級生で、西海市のほうでは園芸、ブドウを作っている。先ほど、局長からお話がありましたように、こちらでオリーブを作って、オリーブについては、さっきも話があったように、毎日来て管理するものではなくて、見るという形でこっちのこれに応募して、できれば買ってオリーブを植えたい、そういう考えを持っておられるといったもの。（発言する者あり）

○委員（2番 大島 忠保君） 1人しか、1件しかないっていうお話でしょう。

○委員（15番 川内 幸徳君） 東さんは、また別の意味で質問をされたんですね。意味がちょっと違うけど、遠か人が1人だけ適格証明を出した場合はどがんすかということやったですね。

○委員（4番 東 康敬君） だから、そこら辺の見解というのが、ある程度なって、例えば、長崎県から出ればもういいじゃないかとか、そういう見解が、まとまった見解があれば、こういう議論にはならんわけですたいね。だから、今から先出んとは限らん。出たときには、このときにはこういう状況で、長崎県内だったら、もうある程度、土地が5反以上経営しとれば適格という形でみなされるわけですたいね。（発言する者あり）この営農計画書を見て判断してせないかんというのはありますわね。

○委員（18番 大久保 信一君） 当然ですよ。

○議長（小筏 正治君） 事務局、どうぞ。

○事務局長（増富 浩彦君） 今、いろいろ意見が出たんですけども、この営農計画書を見て、一応各調査会で委員さんたちが疑問に思ったことは、できる限り事務局の調査をして、総会にこうやった形でいろんな質問に答えていって、そこで判断をしてもらうということにしてもらえれば、一番いいのかなとは思いますが。

○議長（小筏 正治君） 受付の段階でちゃんと確認を取って。

○事務局長（増富 浩彦君） はい、確認は事務局のほうできちんと取っていきたいと思っております。

○委員（１０番 徳永 玉義君） 東部のほうではそういう質疑でしたですから、今回は承認をしたわけですという、営農計画書によって、毎日の仕事じゃないからというような内容の承認でしたからです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ということで、いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に行きます。

ご異議ないですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第２３号につきましては、落札者が決定し、農地法第３条第１項の規定による許可申請書が提出をされた場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第５、議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書９ページを御覧ください。

〔議案第２５号の朗読〕

議案書１０ページ、申請番号１番から８番まで８件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。徳永委員、どうぞ。

○委員（１０番 徳永 玉義君） 議席番号１０番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号１番から４番です。

１番は、工事現場の仮設事務所への転用を計画されております。申請地は、農振白地１０ヘクタール以上の農地の集団にあるため、第１種農地と判断しました。しかし、転用目的が令和４年２月１９日かでの一時転用であることから、許可できる案件であると思われます。

申請番号２番、既存施設の駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地１０ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第１種農地と判断しました。しかし、今回の転用面積が、既存施設の面積の２分の１を超えないことから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号3番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は、農振白地、宅地等に囲まれた10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号4番についても、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、雲仙市役所瑞穂総合支所より300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しました。一般個人住宅で、転用面積が500平米を超えているため、面積の超過理由書が添付されています。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番から4番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。1番から4番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。――質疑ですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 質問です。12番、内田です。

2番のこれは全体ですけど、別添の18。

○議長（小筏 正治君） 駐車場用地ですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい。この申請地のとなりのところに、ケアセンター友悠であつとでしょうけど、そこのあれは畑になつとうとの、これで、19ページのを見れば畑のまんまでしよらすとやろかい。

○議長（小筏 正治君） ああ、図面ですね。

○委員（12番 内田 弘幸君） 42の1の畑、499平米。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 畑です。

○委員（12番 内田 弘幸君） 分かりました。これ、全体かなと思うとって、分かりました。

○議長（小筏 正治君） よかですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい。

○議長（小筏 正治君） ちょっと図面がおかしかったですね。

○委員（12番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） そしたら、中部調査会長から中部の説明をお願いします、5番と6番の説明。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号5番と6番です。

申請番号5番は、賃貸住宅用地へ転用を計画されております。申請地は、農振白地、愛野駅から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号6番は、農業用施設用地へ転用する案件です。申請地は、農振農用地区域内にある農地で、令和3年3月4日付公告で、用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されています。また、既存の堆肥一時置場は、2アール未満の建設届出済みです。

申請番号5番、6番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番、6番について、何か質疑がありましたらお願いいたします。5番、6番、よかですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、申請番号7番と8番です。

申請番号7番は、一般個人住宅用地として転用を計画されています。申請地は、農振白地10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

次に、申請番号8番は、一般個人住宅用地へ転用を計画されております。申請地は、農振白地、千々石支所から300メートル以内にある農地であるため、第3種農地と判断しました。

申請番号7番、8番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番から8番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

これ、千々石の住民が増えるってということなんですか。（発言する者あり）千々石の住民が、これ以上増えそうです。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようですので、議案第25号、申請番号7番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第26号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書 12 ページを御覧ください。

〔議案第 26 号の朗読〕

議案書 13 ページ、申請番号 1 番から議案書 31 ページ、申請番号 32 番までです。申請番号 1 番から 14 番については貸借に係る案件、15 番から 22 番については所有権移転に係る案件、23 番から 32 番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは、別添 3 を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第 26 号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号 1 番から 14 番について、ご質疑ありましたらお願いいたします。
東委員、どうぞ。

○委員（4 番 東 康敬君） 4 番、東です。

これは、事務局にお願いです。これはもう、議案書を作るときに、ページをまたがらんように、一つのあれやったら一つのページでは整理できんわけですか。というのが、3 番でも、ページの 14 ページ、15 ページにまたがるとるじゃなかですか、こうやって。同じページにやることはできんわけですか。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） できればそうしたいそうです。（発言する者あり）確かに東委員の言わすようにこうしてめくって見るとと、めくらんで見るとの違いやろうけど、3 番がまた次のページにあるって思えば。

○事務局長（増富 浩彦君） 紙の節約にご協力をくださいとか言えんのですけど、なるだけ見やすいようにやっていきたいと思います。

○議長（小筏 正治君） よかですか。

○委員（5 番 林田 剛君） 申請番号は、あくまでも入ってきた順番ってということですか。

○事務局長（増富 浩彦君） まあ、そうでも、そがんわけじゃなく、こういう国見からずっと順番に来とるもんやけんが。

○議長（小筏 正治君） 東委員から受付番号はまとめて、めくらんでよかようにしてくれということですけど、事務局もいろいろと事情があつてのことでしょうけど。

○委員（4 番 東 康敬君） できればお願いしておきます。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転に係る申請番号 15 番から 25 番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（１２番 内田 弘幸君） ２２番、中島昭夫さん、喜作さんのです。どういう、お互いが売買、いろいろ言うとするんじゃないかでしょうけど、１反５畝で１４万というところで、何か事情があつての売買なのかですね。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からご説明します。

森崎さんの話では、以前から、ずっと昔からもう作りよって、ただでもよかという話で、話はついておったそうなんですけど、ちょっとそれじゃあ贈与税辺りも払わんばいかんごとなるということで、一応こういう値段をつけてということで、値段をつけた金額がこれになつとるみたい。

○議長（小筏 正治君） いいですか。事情、内容としては、今事務局から説明がありましたとおりです。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） ありませんか、ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、次に農地中間管理事業に係る申請番号２３番から３２番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありませんね。

ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第２６号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することといたします。

次に、日程第７、議案第２７号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書３２ページを御覧ください。

〔議案第２７号の朗読〕

議案書は３３ページ、受付番号１番から４番です。本案件は、再配分となっております。詳しくは別添３を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第27号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ありませんかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第27号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することといたします。

次に、日程第8、議案第28号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書35ページを御覧ください。

〔議案第28号の朗読〕

議案書36ページからが、3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

土地改良事業に参加する資格について、中部調査会から説明します。

本案件に係る農地については、所有者及び耕作者が、土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると中部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

本案件について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第28号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第9、報告第2号、非農地通知の発出について、事務局より説明を求めます。

○参事補（藤吉 文女君） 議案書51ページを御覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

議案書52ページを御覧ください。

令和2年度農地利用状況調査の結果、B分類と判定した農地のうち、経営移譲年金受給者の農地を

省いたものについて、令和3年3月30日付で非農地通知を発出しました。各町の筆数・総面積は表のとおりです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第2号についてご質疑がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

非農地通知のが出ていて、一応それだけの筆数というか、対象者数で1,359名発出をされた中で、苦情じゃないけど、ちょっとこれ待てという連絡が来たのは何件ぐらいあるわけですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（増富 浩彦君） 5月14日締めには苦情の受付を、締切りが5月14日にしていますので、ちょっと詳細なところは今持ち合わせておりませんので、来月の総会で報告はできると思います。

○議長（小筏 正治君） よかですか。まだちょっと何日かありますので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑はないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（小筏 正治君） 農政推進に係る協議を行います。（発言する者あり）資料あつてですか。（発言する者あり）よかですか。

それでは、早速本日の協議に入ります。

婚活イベントについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局です。

次第を1枚めくっていただいて、過去の婚活イベントの開催内容一覧というのをつけております。昨年度は、コロナ感染症の拡大のため、中止ということに決定をしてもらっております。

今日の会議で提案をして、来月の総会辺りで開催するのかもしれないのかというのを決定をしてもらいたいために、今月提案をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（小筏 正治君） 今年の婚活イベントに対して、ただ今事務局から説明があったわけですけど、何かご意見なりご質問なりありましたら、挙手の上お願いいたします。した方がいいのか、せんほうがいいかとぐらいは。（発言する者あり）コロナ関係でどがんなるか分からんけど、するんだったらするような方向で行っておって、感染拡大がどうにもならないというようになったら、もうその都合で取りやめというようなことができれば。（発言する者あり）ちょっと1人ずつ言うことにしましょう。（発言する者あり）来年しろって。（発言する者あり）来年の1月。（発言する者あり）それじゃ、今度はどこになるとですか。来年のことは今、8月以降は決められん。

○事務局長（増富 浩彦君） 早く準備ばするなら、するなら早めに早めにずっと募集もかけていかなば、結局は人間を寄すつとが一番困難になってきますので、遅くても7月の総会。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 7月までに、ある程度段階的なことを決めとかないといかんそうですので、今の役員さんで決めてもらったほうが。

○委員（18番 大久保 信一君） 改選時期ですよ、今年、農業委員の。それで、今の、7月までですけども、開催については次の農業委員さん、改選後の人になつとうですけども、7月頃まで辺りってあったですけど、1か月ぐらい延ばしてもらうことはできんとですか。遅れて、8月の新しい農業委員さんで判断してもらってことはできんのかなって。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、新しか農業委員さんが来られて、例えば8月5日にすぐこういう話をして、その8月5日に通常総会なんです。8月1日に臨時総会で、8月5日にぽんと出して、ぽんと判断できらっせばよかですけど、1か月ぐらい考える時間も下さいと言われたとき、9月にするかせんか、一応方向づけだけしてもらっていうことはできんかなって思っておって。中止は中止で、8月でも9月でもよかとは思うとですが。

○議長（小筏 正治君） だから、するかもしれないかを。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね、方向性だけを7月ぐらいまでに出してもらいたい。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 婚活イベントをするかもしれないかということをまず。どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） 大久保です。

これまでずっと婚活イベントをやってきて、昨年コロナで中止になったわけですけども、その前の年はいい結果も出て、既にそういう結ばれた人も出ておるわけですけども、なかなか言いにくかったですけども、やる方向でしてもらえればと思っています。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 16番、草野委員さんは、どがん思っ。

○委員（１６番 草野 有美子君） １年に１回、私、農業委員として頑張って。（笑声）コロナでやむを得ないときはですが、できましたら、一昨年前に１組成立して、非常にうれしいことですし、できましたら、松永さんや川内さんの推薦も、ございますので（笑声）やる方向でとはどうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 反対と思われる方はいらっしゃらないですね。（発言する者あり）そしたら、来年度は、来年、年の明けてからでしょうけど、婚活イベントをやるという方向でいいですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） じゃあ、そのようにして段階的に進めていきたいと思いますので、（「協力しますよ」と言う者あり）よろしくお願いします。

そしたら、次に農地パトロールの実施についてです。

事務局、説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 各調査会のときに、例月会議の中でもパトロールを、今、先ほどの婚活イベントじゃないですけども、旧体制の委員さんでやるのか、新体制の委員さんでやるのか、総会までに考えをまとめとってくださいというお願いをしておりました。問題は、だけん、７月にやるのか、８月にやるのかという問題です。そこを決めてもらいたいというのがあります。

○議長（小筏 正治君） いいですか。農地パトロールを、皆さんで最後にしましょうよ。（笑声）と私は思っております。（「それがいいと思います」と言う者あり）７月。（発言する者あり）７月は、調査会はいつになつとかね。末じゃろうけんね。調査会の前ぐらい……、とにかく７月ということはどうでしょうか、農地パトロール。（発言する者あり）いや、新体制はまだ次の機会がありますので。（発言する者あり）しかし、どっちがよかということはなかと思うんですけど、私も皆さんと一緒にやってきたこの仲間で、最後にパトロールをしたらどうかなという気持ちで。（発言する者あり）いや、今、事務局の提案としては、例えば東部は７月、西部は８月と、そういうやり方でもいいという。

○事務局長（増富 浩彦君） 各地区で決めてもらいたい。

○議長（小筏 正治君） 地区やつけん、国見は国見、瑞穂は瑞穂で。（「８月、９月でよかじゃなかですか」と言う者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） ９月は、例年うちのほうがパトロールの結果を取りまとめて、意向調査というのをかけると、非農地通知の発送も準備をせんばいかんとです。これが例年ずっと、まとめるともう遅くなってしまって、昨年度も今日委員さんたちに報告なんです、非農地通知のですね。前倒しとかんば、ちょっと８月いっぱい終わってもらわんば、ちょっと住民处理的に無理が積もってきてから、どうしても後回し後回しになってしまうもんやけん、できれば７、８で完全に終わってもらいたいというのが事務局のお願いです。（発言する者あり）

○委員（１２番 内田 弘幸君） いろいろ聞き入れば、７月がよか、８月がよか、９月がよかつてば

らばらになって、局長が7月いっぱい終わらせてくださいって言えば、もうそうせざるを得んとですよ。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、そう思うけど、やっぱり各地区でちょっと事情がある可能性もあるので、7月がよかところ、8月がよかところというのを、各町で決めてもらえばいいのかなとは思っております。8月いっぱいには必ず終わるということだけ頭に置いてもらえば。（発言する者あり）

○委員（4番 東 康敬君） もう各地区に任せてもらえる。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○委員（5番 林田 剛君） 8月までに終わるということで。

○事務局長（増富 浩彦君） はい、それだけ守ってもらえれば。

○委員（10番 徳永 玉義君） 8月でするごとして、推進員も替わるころもあるから、それによって結果で、地区で2か月の間ですればよかとじゃないですか。2か月かけてするということで、支援員もどうせ替わらんやろうから。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） タブレット端末、各地区に。各地区に1台ずつはありますけど、さっき草野英治委員さんが言いましたごと、7月は恐らく水田の現地確認とタブレットかぶっとじゃないかなっていうとがあるけん、7、8で各町でちょっと決めてもらえばいいのかなと。（発言する者あり）

○議長（小筏 正治君） 私は、7月に皆さんでと思うとったけど、どうでしょう、あんまり自分で決めつけるわけいかんけんで。（発言する者あり）あ、それはもう協力はしてくれらすとやったら。（発言する者あり）それは地区で決めてもよかけど、どっちか決めといたほうがよかごた気もするけど。（発言する者あり）

今、川内委員のほうから、8月にして、辞めらした人も、協力できる人は協力して、一緒に回ったということも出ましたけど。（発言する者あり）じゃあ、そしたらもう8月で決めとったら。

○事務局長（増富 浩彦君） 8月で決めてください。

○議長（小筏 正治君） そしたら、今の意見も加味して、もう8月にしましょうか、8月に。（発言する者あり）8月に農地パトロールを済ませるということにして、その前、どうしても7月じゃなからできなかったというところは、もうそれはそれでよしとして、そうしましょうか。（発言する者あり）そういうことで、よろしく願いいたします。農地パトロールは、それでいいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そしたら、その他に移りますが、事務局から、または皆様方から何かありませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局、ありません。

○議長（小筏 正治君） 事務局、ありませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○議長（小筏 正治君） 事務局からほかはないそうですので、最初私が言うとした……、どうぞ。

○委員（４番 東 康敬君） 事務局にお願いです。もう今から農地バンク通しの、マニュアルのある
じやなかですか、あれは詳しいことを随時ですよ、地主さんに報告をしてもらいたかですたい。

○事務局長（増富 浩彦君） 中間管理機構ば通して。

○委員（４番 東 康敬君） だから、中間管理機構がなかなかしとらんもんじゃから、どげんなつと
るかちゅうな格好で、やっぱり地主さんも心配をさすわけだ。あんまり詳しいことが分かっとらん
ですたい。今後の形はこういう形で進めていきますよというのを、例えば文書なんかで１回やっても
らえるかという、今から先はこういう形で、例えば３年間はバンクが持ちますよ、小作料持ちますよ
とか、そういう形がありましたよね。そこら辺の内容の説明を文書でやってくれてもよかつちゃけど。

○事務局長（増富 浩彦君） ちょっとお願いばしてみます、機構のほうに。

○議長（小筏 正治君） そういうことで、よろしく願いしたいと思います。

ほかにもうその他でないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。委
員の皆様方、お疲れさまでした。

午後３時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 5月 6日

議 長

署名委員

署名委員